



発行 東京都

目次

18

公 告

○令和七年行政監査の結果に関する報告の公表……  
……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月18日

東京都監査委員	保坂	まさひろ
東京都監査委員	中村	ひろし
東京都監査委員	茂垣	之雄
東京都監査委員	後藤	靖子
東京都監査委員	小粥	純子

第1 監査の概要

1 テーマ

東京都政策連携団体に對する出えんにより造成された基金を原資とする各局事業の執行

2 テーマの選定理由及び監査の目的

都は、都民や都内事業者に對するサービスを複数年度にわたり行う事業であつて、あらかじめ一定期間分の財源を確保し、切れ目なく事業を実施することが有効である場合、公益財団法人等の政策連携団体にえんし、団体内に基金を造成させ、団体に基金を取り崩しながら複数年度にわたり事業を実施させている（以下、こうした事業を「基金事業」という。）。

この基金事業は、近年のコロナ禍やそれに引き続く物価高騰、インバウンド増加等を背景に拡大しており、表1のとおり、平成26年度から令和6年度までの10年間で見ても、基金数は約5倍、基金残高は約7倍に増加している。

一方、こうした基金事業についての設立・執行・管理・公表に関する統一的なルールはなく、都の事務事業が各団体においてどのように実施・運営され、所管局がどのように指導・監督しているかについての情報は限られたものであつた。

このため、都の事業運営・財政運営に對する都民の信頼を確保する上で、複数の団体を抽出して、横断的に監査することにより、都の事務事業としての基金事業の執行・管理の状況について、都民に情報を提供していくことが必要である。

そこで、都が公益財団法人等の政策連携団体に對してえんし、造成した基金により実施する事業の執行・管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に基づいて監査を実施した。

（表1）基金事業数等の推移

区分	平成26年度	令和元年度	令和6年度
出えん団体（所管局）	8団体（5局）	8団体（6局）	10団体（8局）
基金事業数	40	86	209
基金残高	793億円	1,117億円	5,279億円

（注）東京都各会計歳入歳出決算附属書類である財産に関する調査を基に監査事務局で作成

## 3 監査の対象等

## (1) 対象局及び団体の選定

基金事業の実施状況について監査事務局で調べたところ、令和6年度末の時点で、産業労働局や環境局など8局が、公益財団法人東京都環境公社、公益財団法人東京都中小企業振興公社など10団体に對して出えんを行い、団体に基金を造成させ、複数年度にわたる事業を実施していた。

今回の監査では、このうち令和6年度末の基金残高と全庁的な所管局の状況を考慮して公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、本文及び表中において「公社」という。）、公益財団法人東京都環境公社（以下、本文及び表中において「環境公社」という。）、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下、本文及び表中において「福祉保健財団」という。）の3団体を対象団体とし、その所管局である産業労働局及び福祉局の2局を対象局とした。

なお、当初は、令和6年度末の基金残高が最も大きい公益財団法人東京都環境公社及びその所管局である環境局を対象局及び団体に予定していたが、令和7年度包括外部監査のテーマが環境行政となり、同局及び同公社の事務事業全体が対象となったため、これを除外した。

## (2) 監査の対象事業

- 都が契約に基づき事業に必要な資金を上記の各団体にえんした上で、各団体が当該出えん金により造成した基金を通じて行う事業の執行・管理を対象とした。
- 主として、令和6年度の事業の執行・管理を対象とし、必要に応じて、過年度の事業の執行・管理も確認した。
- 令和6年度末に基金残高を有する計75事業について、事業目標、これまでの事業の構築・見直しの沿革、当年度執行状況、当年度末累積執行状況などを確認した上で、今回、重点的に監査する事業を、次の基準で抽出することとした。抽出した事業は表2のとおりである。
- ア 抽出事業数
  - 3団体で合わせて10件抽出した。
  - なお、比較検討のため、1団体につき最低2件は抽出した。
  - イ 抽出に当たった順位付け
    - 令和6年度末に10億円以上の基金残高を有する事業の中から、原則として基金残高の大きい順に抽出した。

(表2) 対象事業

局	団体	抽出事業	開始年度	事業終了 予定年度	ページ
産業労働局	(1) 公社 〔58事業 874億円〕	① 中小企業技術活性化支援事業及び知財戦略導入助成事業	平成15	令和9	10
		② 創業活性化特別支援事業	平成27	令和13	10
	(2) 観光財団 〔15事業 336億円〕	③ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	令和3	令和10	12
		④ 設備投資緊急支援事業	令和5	令和8	13
		① 観光インフラ整備推進事業	平成27	令和9	16
		② 地域観光振興事業	平成28	令和9	17
		③ 観光産業の活性化推進事業	令和4	令和8	18
		④ 地域観光支援事業	令和4	令和6	19
		① 子供が輝く東京・応援事業	平成27	令和6	22
		② 東京都出産・子育て応援事業	令和3	令和6	22
福祉局	(3) 福祉保健財団 〔2事業 33億円〕				

(注) 事業数、金額及び事業終了予定年度は令和6年度末時点

## (3) 監査期間

監査期間は、令和7年9月9日から令和8年1月29日までであり、このうち実地監査期間は、表3のとおりである。

(表3) 実地監査期間

区分	監査の対象	実地監査期間
局	産業労働局、福祉局	令和7年9月9日から同年10月21日まで
団体	公社、観光財団、福祉保健財団	令和7年9月10日から同年10月10日まで

4 主な着眼点

監査の実施に当たり、表4のとおり、(1)局による事業の制度設計や実施体制構築について、(2)局による団体に対する指導・監督について、(3)団体による事業執行について、を主な着眼点として設定し、それぞれに、より詳細な着眼点を設定した。

(表4) 監査実施に当たったっての着眼点

(1) 局による事業の制度設計や実施体制構築について	
ア	基金事業に係る団体との契約を適切な時期に適正な内容で締結しているか
イ	事業目標の設定について、目標年度を含め団体に具体的なかつ客観的に示し、目標年度に向けた、具体的かつ客観的な実行計画を定めているか
ウ	団体が構築する補助等事業制度の要件を的確に示し、制度の内容がそれに沿ったものであるかを十分に確認しているか
エ	団体の事業実施体制について確認し、事業実施に必要な体制を確保させているか
オ	事業効果の測定を団体に定期的かつ客観的に行わせているか
カ	事業進捗状況や効果測定に基づき、計画や事業内容を適宜見直しているか
キ	事業実施に係る適切な情報管理や不正防止など団体の内部統制について、十分な確認や必要な助言を行っているか
(2) 局による団体に対する指導・監督について	
ア	事業実施状況の報告を定期的に受けるルールを定め、それに基づく団体からの報告の確認及び必要な指示を行うなど、事業の進化管理を適切に行っているか
イ	事業実施に伴うインシデント等の報告を速やかに受けるルールを定め、報告を受けた場合には、内容を確認した上で必要な指示等を行っているか
(3) 団体による事業執行について	
ア	各年度期初までに、実施目標を含む当年度実施計画を定めているか
イ	事業実施に必要な事業実施体制や補助等事業制度を適切に構築しているか
ウ	自ら定めた実施目標・計画や補助等事業制度に基づき適切に事業を実施しているか
エ	進化管理に伴う報告や事業実施に伴うインシデント等の報告を、局に対して正確にかつ速やかに行っているか
オ	外部事業者を活用する場合の契約事務を適切に行っているか

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

本監査では、基金事業の執行・管理について、局が出えん目的に沿って事業の制度設計や目標設定を適切に行い、団体に必要な事業実施体制を構築させているか、出えん目的が計画的に達成されるよう団体を適切に指導・監督しているか、また、団体が自ら定めた制度や実施目標に基づき適正・適切に事業を執行しているか等について確認を行った。

監査の結果、表5のとおり、産業労働局及び観光財団に対して、1件の指摘、4件の意見・要望を行った。また、公社、福祉局及び福祉保健財団に対しては、監査を実施した限りにおいて、指摘事項及び意見・要望事項は認められなかった。

(表5) 指摘事項及び意見・要望事項一覧

(1) 不用額の返還等について	作 名	局・団体	ページ
ア 公社における不用額の算定及び返還を適時適切に行うべきもの(指摘事項)		産業労働局	24
イ 観光財団における基金での資金滞留について		産業労働局	25
(2) 内部統制の強化について		産業労働局	26
(3) 事業の目標達成に向けた取組について			
ア 目標値の達成状況に係る認識の共有について		産業労働局 観光財団	28
イ 事業の目標達成に向けた取組の推進について		(意見・要望事項) 産業労働局 観光財団	29

## (1) 基金事業の執行・管理

今回の監査を実施した限りにおいて、おおむね以下の状況が認められた。

監査対象局は、各基金事業について、事業要綱を作成し、監査対象団体と出えん契約を締結し、団体に基金事業ごとに実施要綱及び実施計画を作成させて、事業実施に当たらせている。

また、今回の監査対象基金事業の事業目標については、都が令和元年12月に定めた「未来の東京』戦略ビジョン」等に掲げた政策目標に対して、局が、おおむね3年から5年程度の事業終了予定年度と達成すべき成果を定め、それを踏まえ、過去の事業実績や今後の見込み、事業者ニーズや社会情勢等を踏まえて局と団体とが連携して年度ごとの目標を設定している。

この終了予定年度を見据えて、必要に応じて事業の効果測定や見直しを行い、事業によっては、終了予定年度をもって事業を終了するものがある一方、新たなニーズ等に依りて事業を見直し、新たに事業期間と達成すべき成果を設定し、事業を継続・拡大しているものも認められた。

そして、この事業の効果測定や見直しに当たっては、アンケートの実施や関連事業者との意見交換などにより、事業者ニーズの掘り起こしや社会経済状況の変化に応じた課題を把握して、こうした情報・分析に基づき、事業内容や助成率、助成限度額等を適宜変更するなど、局と団体とが連携して行っていることを確認した。

一方、団体の事業実施体制については、事業者募集や補助金等交付に当たった後の審査、事業実績・交付額の確定等に係る業務について必要な体制を整備するとともに、審査や事業実績の確認に際し、必要に応じて、外部の専門機関を活用する仕組みを整えるなど、団体ごとの強みを活かした創意工夫を実施しているケースがあることも確認した。

また、事業実施に伴うインシデント等が発生した場合については、局は、団体に速やかに報告を求めるとともに、局と団体とで定期的又は随時の打合せを設け、相互に相談・報告を行いやすい関係構築に努めるなど、局と団体とが連携して基金事業を推進していることを確認した。

上述のとおり、監査対象局は各団体と連携し、基金事業の執行・管理に取り組んでいたが、当該局による確実な事業の進行管理や、その所管団体による目標達成に向けた取組などについて、個別に問題点が認められたため、別項指摘事項及び意見・要望事項のとおり、局及び団体に対して、改善等を求めた。

## (2) 監査委員の所見

今回、監査を実施した限りにおいて、基金事業についての設立・執行・管理・公表に関する統一的なルールがない中、局及び団体が先行する事業を参考にしながら、基金事業の執行・管理を上述のとおり行っていることを確認した。

しかしながら、局と団体との契約において、基金事業の執行・管理に十分な有効性・効率性が確保されていない事例もあったことから、基金事業が都民の税金を基に行われるものであり、かつ、単年度予算の例外的なものであることを踏まえれば、都として、都民の財産である団体への出えんを有効かつ効果的に活用し、都民・事業者のニーズに的確に応えていくための統一的なルールを定めることが望まれる。

また、局及び団体は、今回の指摘等を踏まえ、適切に基金事業の執行・管理を図っていくことはもとより、社会経済状況等の変化に応じて、常に事業目標の妥当性や基金事業として実施することの相当性を確認しながら、基金事業の成廃や統合について取り組むとともに、都民に事業の進捗状況やその成果を積極的に発信していくことが求められる。

今後も、都として、基金事業の執行・管理について、都の事務事業や都財政に対する都民の信頼を確保しながら、それを利用する都民や事業者のニーズに寄り添った適切な対応を継続的に実施していくことを期待する。

2 公益財団法人東京都中小企業振興公社が行う基金事業

(1) 公社による基金事業の執行

① 公社の概要及び基金事業の執行体制

公社は、表6のとおり、都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を行う、都の政策連携団体であり、産業労働局が所管局である。

局は、出えん契約により公社に基金を造成させ、中小企業の技術開発や販路開拓等を支援することに加え、原材料等の価格高騰の影響を受けている中小企業の経営改善等を支援するなど、58件の基金事業を実施させている。

今回の監査では、平成15年度に公社が中小企業技術活性化助成事業を実施するために造成した基金が、最初の基金事業方式によるものと認識している。

(表6) 公社の概要

(令和7年8月1日現在)

区分	内容
設立目的	都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって地域経済の振興に寄与する。
所在地	東京都千代田区神田佐久間町1-9
都の出資	基本財産556百万円のうち、10百万円(1.8%)
団体区分	東京都政策連携団体
人員	役員13名(常勤3名、非常勤10名) 常勤職員388名

公社における基金事業の実施状況については、表7のとおり、平成26年度から令和6年度までの10年間で、事業数は3.6倍に、残高は1.9倍に増加している。また、参考までに、同期間における公社の常勤職員数については、2.3倍に増加している。

(表7) 公社における基金事業の実施状況

区分	平成26年度	令和元年度	令和6年度
基金事業数	16	21	58
基金残高(億円)	471	287	874
【参考】常勤職員数(人)	171	295	387

(注)基金事業数及び基金残高は年度末、常勤職員数は8月1日現在の数値

② 局による基金事業の指導・監督

局は、都が「未来の東京戦略」等に掲げた都内の開業率の向上などの政策目標の達成に向け、公社と出えん契約を締結し、都の事業の一環として、都内中小企業に各種取組の必要経費の一部を助成する事業を行わせている。

その際、局は、公社と連携して、事業者ニーズ等について情報共有の上、過去3年間の事業実績や今後の見込みを勘案して、助成金交付決定件数等の事業目標を設定し、公社は、専門的知見を有する職員が従前から行ってきた相談事業等により培ったノウハウ等を活かして事業を推進している。

局は、基金事業の実施に当たり、公社に事業ごとに助成金交付の要件等を明記した助成金交付要綱及び実施計画を作成させ、毎年度末には、事業実施状況及び基金の収支状況について報告させ、事業遅延等が認められる基金事業については、個別の報告書提出させるとともに、必要に応じて現地調査を行っている。

事業実施体制について、公社は、助成金の交付決定や額の確定に係る審査などを行う部門を設けるとともに、個別の基金事業の実績検査に当たり、必要に応じて、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター等の外部専門機関を活用していることを確認した。

公社は、事業終了後には、アンケート調査等により、事業効果、事業者ニーズ及び課題を把握し、申請様式の電子化の推進や事業者用ハンドルの見直しなどの事務改善、専門的知見を有するアドバイザーの企業訪問によるフォローアップも行っている。

また、局は、公社との定期的及び随時の打合せを持ち、インシデント等があった場合にも速やかな報告に繋げる関係性を築くよう努めており、公社も、社会経済情勢や中小企業を取り巻く経営環境を踏まえて、助成率や助成限度額の拡充を提案するなど、都が掲げる政策目標の達成に向け、局と公社とが連携して基金事業を推進していることを確認した。

## (2) 各基金事業の執行状況

## ① 中小企業技術活性化支援事業及び知財戦略導入助成事業

## ア 事業の概要

中小企業技術活性化支援事業及び知財戦略導入助成事業では、都内中小企業の技術開発力の向上や特許等知的財産の保護・活用等を目的に、表8のとおり、対象経費の一部を助成する事業を平成15年度から実施している。

(表8) 助成事業の内容

事業名	対象者	対象経費	助成率・限度額
中小企業技術活性化支援事業	中小企業者	製品・技術の開発、改良、認証取得等に要する原材料費、委託費等の経費	1/2以内 1,500万円
知財戦略導入助成事業		特許等の知的財産の調査・出願、知的財産戦略の構築等に要する調査費用等の経費	

## イ 事業の実施状況

交付決定に係る計画と実績は、表9のとおり、中小企業技術活性化支援事業については目標の8割以上で推移しており、知財戦略導入助成事業については計画を上回る件数となっている。

公社は、申請者にヒアリングやアンケート等を実施し、申請者の要望に基づいて、審査手続における申請者の負担軽減や助成対象経費の拡充等を行っている。

(表9) 交付決定に係る計画と実績

(金額単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	計 画	実 績	達成率 (%)	計 画	実 績	達成率 (%)	計 画	実 績	達成率 (%)
中小企業技術活性化支援事業 (件)	101	85	84.2	101	94	93.1	100	95	95.0
知財戦略導入助成事業 (件)	計 画	165		177		179			
	実 績	214		216		208			
	達成率 (%)	129.7		122.0		116.2			
【参考】 期末基金残高		1,559		1,746		1,945			

## ② 創業活性化特別支援事業

## ア 事業の概要

都内における開業率の低迷は、東京の産業活性化に向けた大きな課題となっており、

「未来の東京戦略」においては、政策目標として、「都内の開業率が12%に向上」を掲げており、創業予定者等及びインキュベーション施設運営事業者への支援を通じて、都内開業率の更なる向上を図るため、表10のとおり、対象経費の一部を助成する事業を平成27年度から実施している。

(表10) 助成事業の内容

事業名	対象者	対象経費	助成率・限度額
創業助成事業	都内での創業を計画する者等	賃料や人件費等の創業などに必要な経費	2/3以内 400万円
インキュベーション施設整備・運営費助成事業	・創業支援を行う中小企業者等	・工事費や建物取得費等の施設整備に必要な経費 ・人件費、備品費等の運営に必要な経費	2/3以内 整備費等2,500万円 運営費2,000万円

## イ 事業の実施状況

交付決定に係る計画と実績は、表11のとおり、創業助成事業は、計画を上回る件数で推移しており、インキュベーション施設整備・運営費助成事業は、令和5年度をもって、新規の交付決定を終了している。

局は、創業助成事業について、更なる充実のため、対象経費の拡大や限度額の引き上げの実施を、公社は、自らが運営する「TOKYO創業ステーション」での相談者へのアドバイザー、支援策の紹介等、拡充に努めるとともに、支援後の事業者に対する追跡調査を実施し、事業継続の確認も行っている。

(表11) 交付決定に係る計画と実績

(金額単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	計 画	実 績	達成率 (%)	計 画	実 績	達成率 (%)	計 画	実 績	達成率 (%)
創業助成事業 (件)	150	162	108.0	150	157	104.7	200	208	104.0
インキュベーション施設整備・運営費助成事業 (件)	計 画	10		10		10			
	実 績	2		5		—			
	達成率 (%)	20.0		50.0		—			
【参考】 期末基金残高		6,311		5,753		4,161			

③ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業

ア 事業の概要

都内中小企業者が製品・サービスの質的向上による競争力強化や生産力の拡大のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成することで、中小企業の中長期的な成長を支え、東京の産業力の強化及び都内産業の持続的発展につなげていくことを目的として、令和3年度から実施している。

省エネルギー効果が高い取組(ゼロエミ要件)、「給与支給総額」及び「事業所内最低賃金」を一定額以上引き上げる計画を策定した場合(賃上げ要件)には、助成率を拡充している。助成事業の内容は、表12のとおりである。

(表12) 助成事業の内容

事業区分	対象者	対象経費	助成率・限度額
競争力強化 ①中小企業者 ②小規模企業者	都内に登記簿上の本店等があり、2年以上事業継続している中小企業者等	1基50万円以上の機械装置やソフトウェア等の購入経費	3/4以内 ①1億円 ②3,000万円 又は1億円
・DX推進 ・イノベーション ・後継者チャレンジ			3/4以内 1億円

イ 事業の実施状況

交付決定に係る計画と実績は、表13のとおり、計画達成率は上昇してきており、令和6年度においては計画に達している。

局は、本事業が、1件当たりの助成限度額が大きく、助成対象者の業種を制限していないことから、中小企業者にとって活用しやすいものとなっていると見込んでおり、引き続き、事業周知に向けて取り組みを行うこととしている。

また、公社は、助成事業の完了検査時にアンケートを取り、事業満足度の把握や事業に係る改善等に活用している。

(表13) 交付決定に係る計画と実績

(金額単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画 (件)	295	335	240
実績 (件)	232	226	242
達成率 (%)	78.6	67.5	100.8
【参考】期末基金残高	14,480	17,715	18,804

④ 設備投資緊急支援事業

ア 事業の概要

働き方改革関連法の時間外労働の上限規制が、令和6年から運送・物流、建設等に適用されるのに伴い、人手不足の深刻化や関連売上の減少等、いわゆる『2024年問題』の発生が懸念された。

この対策として、局は、生産性向上や競争力強化に必要な機械設備を新たに導入する中小企業者を支援するため、令和5年度補正予算で本事業の予算を措置し、表14のとおり、対象経費の一部を助成する事業を、実質的に令和6年度に限り実施した。

(表14) 助成事業の内容

事業名	対象者	対象経費	助成率・限度額
設備投資緊急支援事業	2024年問題の対策に取り組む中小企業者等	1基50万円以上の機械装置やソフトウェア等の購入経費	4/5以内 1億円

イ 事業の実施状況

交付決定に係る計画と実績は、表15のとおり、令和6年度の件数は、計画を上回っている。

局は、令和7年度からは、本事業を躍進的な事業推進のための設備投資支援事業に組み込んでいる。

(表15) 交付決定に係る計画と実績

(金額単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画 (件)	—	—	50
実績 (件)	—	—	56
達成率 (%)	—	—	112.0
【参考】期末基金残高	—	2,523	2,490

### 3 公益財団法人東京観光財団が行う基金事業

#### (1) 観光財団による基金事業の執行

##### ① 観光財団の概要及び基金事業の執行体制

観光財団は、表16のとおり、都における観光と国際コンベンションの振興を図るため、都内観光業者への取組支援等の事業を行う、都の政策連携団体であり、産業労働局が所管局である。

局は、出えん契約により観光財団に基金を造成させ、コロナ禍やインバウンドの急激な増加等に対応し、旅行者の安心・安全のためのインフラ整備や、地域特性を活かした賑わい及び魅力の創出等のため、区市町村や観光関連事業者等が行う取組を支援するなど、15件の基金事業を実施させている。

(表16) 観光財団の概要

(令和7年8月1日現在)

区分	内容
設立目的	都における魅力ある観光と国際的なコンベンションの振興を図り、もって、本邦の産業と経済を活性化させるとともに、国民文化の向上と国際相互理解の増進に寄与する。
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3-1 新宿モリス15階
都の出資	基本財産300百万円のうち、0円(0%)
団体区分	東京都政策連携団体
人員	役員27名(常勤4名、非常勤23名) 常勤職員194名

観光財団における基金事業の実施状況については、表17のとおり、平成26年度から令和6年度までの10年間で、事業数は1.5倍に、残高は111.6倍に増加している。

また、参考までに、同期間における観光財団の常勤職員数については、4倍に増加している。

(表17) 観光財団における基金事業の実施状況

区分	平成26年度	令和元年度	令和6年度
基金事業数	1	8	15
基金残高(億円)	3	132	336
【参考】常勤職員数(人)	46	130	183

(注)基金事業数及び基金残高は年度末、常勤職員数は8月1日現在の数値

##### ② 局による基金事業の指導・監督

局は、「未来の東京戦略」等において定めた訪都外国人旅行者数を令和17年までに4,000万人まで増加させるなどの政策目標の達成に向け、観光財団と出えん契約を締結し、都の事業の一環として、区市町村や都内観光協会、観光関連事業者等に各種取組の必要経費の一部を補助する事業を行わせている。

その際、局は、政策目標に対し、過去の事業実績や今後の見込みを勘案して、補助金交付決定件数等の事業目標を設定し、観光財団は、観光関連事業者とのネットワーク等を活かして事業を推進している。

また、局は、補助事業の実施に当たり、観光財団に事業ごとに交付の要件等を明記した補助金交付要綱及び実施計画を作成させ、毎年度末には、事業実施状況及び基金の収支状況について報告させている。

事業実施体制について、観光財団は、補助金の交付決定や額の確定に係る審査などを行う部門を設けるとともに、事業者の申請等を支援するため、事業者が抱えるニーズや課題に応じ、中小企業診断士等の資格を有する専門のアドバイザーによる申請内容のブラッシュアップや伴走支援等を行っていることを確認した。

また、観光財団は、宿泊、旅行、交通、飲食関連等600以上の賛助会員とのネットワークや専門的な知見を活かし、観光関連事業者との意見交換や観光協会が抱える課題等に関するアンケートなどにより、観光業界の様々なニーズや課題を把握し、年に1度、局に対して企画提案する取組を行っている。

そして、局は、こうした企画提案や各種調査、都度の社会動向等を踏まえ、制度の見直し等について観光財団と意見交換するなど、局と観光財団とが連携して基金事業を推進していることを確認した。

(2) 各基金事業の執行状況

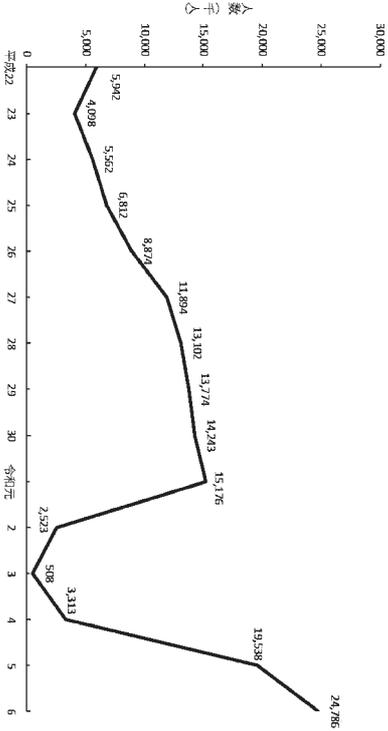
① 観光インフラ整備推進事業

ア 事業の概要

東京を訪れる外国人旅行者の移動・滞在を支える観光インフラを、ソフト・ハード両面から整備するため、平成27年度に宿泊施設のバリアフリー化や無線LAN設置を支援する事業を開始し、その後、タクシー事業者が行う多言語対応等の基盤整備の支援や、観光バスのバリアフリー化を支援する事業等を順次拡大している。

令和2年度以降、都内では、新型コロナウイルス感染症拡大による移動制限等により、外国人観光客数が大幅に減少したが、令和5年5月の同感染症5類移行以降、円安の進行もあり、図1のとおり、外国人観光客数のV字回復が顕著となっている。

(図1) 訪都外国人観光客数の推移



(注) 産業労働局ホームページ掲載の推計値を監査事務局でグラフ化  
令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により推計方法が異なる

このため、従来の事業を継続しつつ、多様な食文化の紹介や外国人旅行者が地域に与える負荷への対応等、新たな課題に対応するための事業を拡大している。

令和6年度に募集を行った「宿泊施設バリアフリー化支援」や「インバウンド対応力強化支援」等10細事業の概要は別表1のとおりである。

イ 事業の実施状況

交付決定に係る計画と実績は、表18のとおり、達成率が上昇傾向にあるものも低減している。

これは、コロナ禍回復後における急激なインバウンドの増加により、休業を必要とする施設のバリアフリー化が敬遠されたり、補助金の申請手続に割く人手がないことなどが要因として見込まれている。

また、最近では旅行者の増加に伴う混雑や旅行者のドライバー向上なども課題となっていることから、一部の事業では、令和7年度からドライバー啓蒙や外国人旅行者の荷物への対応を支援の対象とするなど、支援メニューの一部見直しを行っている。

(表18) 交付決定に係る計画と実績

(金額単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画 (件)	993	767	578
実績 (件)	117	166	185
達成率 (%)	11.8	21.6	32.0
【参考】期末基金残高	6,242	6,068	6,407

(注) 複数年度の中で交付決定の計画件数を定めている細事業を除く。

② 地域観光振興事業

ア 事業の概要

地域特性を活かした多彩な賑わいや魅力を創出し、観光による新たな地域振興を推進するため、平成28年度から、多摩・島しょ地域旅行商品造成・販売等を支援する事業として開始した。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により、甚大な影響を受けた観光産業の早期回復を図るため、都内在住者を対象とした都内観光に係る旅行商品への助成(助成期間は令和5年6月末に終了)等の事業を行ってきた。

その後も、地域における持続可能な観光まちづくりに係る観光協会等の取組を支援する等、事業を拡大している。

令和6年度に募集を行っている「多摩・島しょアトペンチャーターシステム推進事業」や「地域資源発掘型プログラム事業」等14細事業の概要は別表2のとおりである。

イ 事業の実施状況

各細事業を合わせた交付決定件数及び「しまぼ通貨(額面1万円)」の発行数、都内観光促進事業等の宿泊数についての計画と実績は、表19のとおりである。

「しまぼ通貨」の発行数は計画どおりだが、各種細事業の交付決定件数は増加傾向であるものの計画の半数に達していない。

なお、都内観光促進事業等の助成期間は、令和5年6月までに終了している。

(表 19) 各項目の計画と実績 (金額単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付決定 (件)	148	173	161
実績	52	73	80
達成率 (%)	35.1	42.2	49.7
発行数 (セット)	80,000	80,000	80,000
実績	80,000	79,994	79,999
達成率 (%)	100.0	100.0	100.0
計画	1,120,000	1,120,000	—
実績	291,745	568,948	—
達成率 (%)	26.0	50.8	—
【参考】 期末基金残高	8,080	5,365	6,191

③ 観光産業の活性化推進事業

ア 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、甚大な影響を受けた観光産業の活性化のため、令和4年度から、観光事業者のデジタル化促進、専門家からの助言を受けて行う経営改善や新しい事業展開に要する経費等を支援する事業として実施している。

その後も、コロナ禍回復後の旅行需要の増加に伴う人手不足の解消等、観光産業に係る課題解決のため、事業を拡大してきている。

令和6年度に募集を行っている「観光資源の保全等のための支援事業」や「観光事業者による環境対策促進事業」等8細事業の概要は別表3のとおりである。

イ 事業の実施状況

各細事業を合わせた交付決定に係る計画と実績は、表20のとおり、3割にも達しておらず低迷している。

このことについて局は、細事業ごとに要因は異なるものの、例えば、観光産業の生産性を向上させる有効な対応策であるデジタル化への支援については、補助事業者に必要な認識が乏しく、ことやDX人材の不足等により、申請が伸び悩んでいるものと見込んでいる。

(表 20) 交付決定に係る計画と実績 (金額単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	440	550	500
実績	124	139	126
達成率 (%)	28.2	25.3	25.2
【参考】 期末基金残高	1,798	3,327	5,030

(注) 計画件数を定めない細事業を除く。

④ 地域観光支援事業

ア 事業の概要

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けた観光産業の回復を図るため、国の観光需要喚起策「全国旅行支援」を活用し、表21のとおり、令和4年度から都内観光に係る旅行商品等に支援をする事業を実施している。

(表 21) 助成事業の内容

対象者	コロナワクチン3回以上接種済又は検査結果が陰性である日本国内に居住する方
対象経費	都内の宿泊商品、交通付き宿泊旅行商品、日帰り旅行商品等
助成率等	「助成率」 第Ⅰ期旅行：旅行代金の40% 第Ⅱ期旅行：旅行代金の20% 「限度額」 第Ⅰ期旅行： 交通付き宿泊旅行商品 8,000円/人・泊 宿泊・日帰り旅行商品等 5,000円/人・泊 クーポン付与額 平日：3,000円/人・泊 休日：1,000円/人・泊 (ただし、令和4年10月20日から同年12月27日までに完了する商品) 第Ⅱ期旅行 交通付き宿泊旅行商品 5,000円/人・泊 宿泊・日帰り旅行商品等 3,000円/人・泊 クーポン付与額 平日：2,000円/人・泊 休日：1,000円/人・泊 (ただし、令和5年1月10日から同年6月30日まで(除く同年4月29日から5月7日宿泊分)に完了する商品)

イ 事業の実施状況

宿泊割引等事業の実績は、表22のとおり、約430万人に対し約550万泊分の助成を行った。

本事業の助成期間は令和5年6月末で終了し、国費の清算は、令和5年度末に終了している。

(表 22) 宿泊割引等事業の実績 (金額単位：百万円)

区 分	第Ⅰ期旅行 (令和4年10月～同年12月実施)			第Ⅱ期旅行 (令和5年1月～同年6月実施)		
	人数(人)	泊数(泊)	補助総額	人数(人)	泊数(泊)	補助総額
旅行事業者	1,985,749	2,486,037	10,775	1,769,392	2,235,272	6,120
宿泊事業者	311,756	429,603	1,461	221,341	318,766	600
【参考】 期末基金残高	52,295	12,257	12,269			

4 公益財団法人東京都福祉保健財団が行う基金事業

(1) 福祉保健財団による基金事業の執行

① 福祉保健財団の概要及び基金事業の執行体制

福祉保健財団は、表23のとおり、都の福祉保健医療行政を支援・補完するため、都民に対する福祉保健医療サービスを担う、都の政策連携団体であり、福祉局が所管局である。

局は、出えん契約により福祉保健財団に基金を造成させ、「子供が輝く東京・応援事業」と「東京都出産・子育て応援事業」の2事業を実施させている。

なお、この2事業とも、令和7年度からは、局補助事業として実施している。

(表23) 福祉保健財団の概要

(令和7年8月1日現在)

区 分	内 容
設立目的	都の福祉保健医療行政を支援・補完する団体として、都の福祉保健医療行政の充実及び都民に対する福祉保健医療サービスの向上に寄与する。
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目7-1 新宿第一生命ビルディング
都の出資	基本財産 501 百万円のうち、1 百万円 (0.2%)
団体区分	東京都政策連携団体
人 員	役員 13 名 (常勤 1 名、非常勤 12 名) 常勤職員 221 名

福祉保健財団における基金事業の実施状況については、表24のとおり、平成26年度から令和6年度までの10年間で、事業数は2倍に、残高は1.7倍に増加している。また、参考までには、同期間における福祉保健財団の常勤職員数については、1.9倍に増加している。

(表24) 福祉保健財団における基金事業の実施状況

区 分	平成26年度	令和元年度	令和6年度
基金事業数	1	1	2
基金残高 (億円)	20	16	33
【参考】常勤職員数(人)	110	139	212

(注) 基金事業数及び基金残高は年度末、常勤職員数は8月1日現在の数値

② 局による基金事業の指導・監督

局は、都の福祉保健医療行政を支援・補完する福祉保健財団と出えん契約を締結し、「子供が輝く東京・応援事業」と「東京都出産・子育て応援事業」の2事業を実施させ

ている。

その際、局は、事業ごとに実施要綱を定め、事業期間及び助成予定件数等を設定し、福祉保健財団は、具体的な実施計画を作成し、これに基づき事業を実施している。

事業実施体制について、福祉保健財団は、助成金の交付決定や債の確定に係る部門を設けるとともに、事業実施に伴い扱う個人情報が多いため、都・財団・受託事業者で構成される緊急連絡体制を編成するなど適切な情報管理に取り組んでいることを確認した。

局及び福祉保健財団とは、「子供が輝く東京・応援事業」では、3年ごとに事業再構築の検討を行うとともに、「東京都出産・子育て応援事業」では、対象者からのアンケート結果を共有して、アンケート項目や支援内容の更新の検討を行ってきた。

同事業とも、令和7年度には、局の補助事業となり、その業務は福祉保健財団に委託されているが、これまで、局と福祉保健財団が、相互の意思疎通に努め、連携して基金事業を推進してきたことを確認した。

(2) 各基金事業の執行状況

① 子供が輝く東京・応援事業

ア 事業の概要

特定非営利活動法人や企業等が取り組む、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた事業を支援し、社会全体で子育てを支えるため、平成27年度から本事業を実施しており、表25のとおり、対象経費を助成している。

(表25) 助成事業の内容

事業名	対象者	対象経費	助成率等
子供が輝く東京・応援事業	都内に本社又は事務所を有する法人	初期投資費用： 建物改修費、備品等購入費及びホームページ開設費 事業運営経費： 賃金、消耗品費、使用料・賃借料、委託費等	①定額助成： 助成基準額1,000万円 (10/10) ②実績連動型助成： 助成基準額2,000万円 (定率1/4、達成度評価により1/4又は1/2が加算)

イ 事業の実施状況

交付決定に係る計画及び実績は、表26のとおり、達成率は6割程度である。局は、令和7年度以降、本事業を子供・子育て支援に特化して、局が行う補助金事業に移行し、基金残額は都に返還される予定である。

(表26) 交付決定に係る計画と実績

(金額単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	20	20	20
実績	12	13	13
達成率	60.0	65.0	65.0
【参考】期末基金残高	1,421	1,343	70

② 東京都出産・子育て応援事業

ア 事業の概要

コロナ禍に続き物価高騰に見舞われるなど、子供と子育て家庭を取り巻く環境が厳しい中、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、表27のとおり、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に行う本事業を令和3年度から実施している。

令和5年1月の国事業の開始に伴い、都事業と国事業とを都の広域連携スキームにより一体的に実施することとし、令和5年4月からは、国事業の支援と合わせて計15万円相当の育児用品等の提供を行っている。

(表27) 都事業及び国事業の内容

対象者	区市町村に妊娠を届け出て令和6年度末までに出生を届け出した妊産婦等
支援内容	① 都事業 ・メッセージの発信 ・対象者が専用サイトで選択した育児用品等の提供 ② 国事業 ・対象者が専用サイトで選択した育児用品等の提供
限度額等	子供1人当たり15万円相当の育児用品等 ① 都事業 5万円相当 (出産後) ② 国事業 10万円相当 (妊娠時5万円相当、出産後5万円相当)

イ 事業の実施状況

サイト登録の計画と実績は、表28のとおり、達成率は8割から9割に達している。局は、令和7年度から、都事業部分を補助金事業に移行し、基金の残額は、令和8年度以降、都に返還される予定である。

(表28) サイト登録の計画と実績

(金額単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画者数	100,000	100,000	100,000
サイト登録実績	91,533	80,095	86,773
達成率	91.5	80.1	86.8
【参考】期末基金残高	3,112	2,349	3,265

5 指摘事項及び意見・要望事項

(1) 不用額の返還等について

公社及び観光財団に行わせている基金事業の基金残高と事業執行見込みについて見たところ、次のとおり、改善等を要する点が認められた。

ア 公社における不用額の算定及び返還を適時適切に行うべきもの (指摘事項)

商工部と公社が締結している各事業の出えん契約書において、助成事業が終了した場合、基金への出えんに係る事業が廃止された場合において、本契約に基づく助成事業に係る債務を弁済後、なお基金に残余財産があるときは、公社はこれを都に返還しなければならぬとしている。

公社の各事業実績報告における基金収支状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

創業活性化特別支援事業では、部は、令和7年2月に、前述の出えん契約書の規定に基づき、交付決定から支払まで完了した助成対象事業の不用額の返還を求めることが適切であるとして、9億円を公社に返還させている。

しかしながら、令和6年度未現在、約3.4億円の完了時残金が報告され、監査日(令和7年10月9日)現在も、基金に滞留していることが認められたため部に確認したところ、令和7年10月16日に、先の返還金額の算定に誤りがあつたとして、3.4億円を返還させている。

本事業の募集・交付決定は令和5年度までであるから、交付決定後速やかに不用額の算定及び返還が可能であるにもかかわらず、これが令和7年2月の返還となつており、また、その算定誤りが、監査日現在、発見・是正されていない。

また、設備投資緊急支援事業では、令和6年度に募集・交付決定が終了し、完了時残金(2億円)が報告されており、事業(助成金支払)が終了する令和8年度までに要する事務費も見積もれる状況であるから、不用額の算定が可能である。

しかしながら、部は、前述の出えん契約書の規定に基づき、事業終了後の令和9年度内に返還予定であるとして、監査日現在、不用額の算定及び返還をさせていない。

さらに、中小企業技術活性化支援事業及び知財戦略導入助成事業では、令和6年度に終了した細事業分の戻入・返還予定額5,600万円が報告されているが、部は、前述の出えん契約書の規定に基づき、事業終了後の令和7年度内に返還予定であるとして、監査日現在、返還させておらず、基金に当該資金が滞留している。

こうした算定誤りや不用額は、事業実績報告及び基金残高に係る審査・確認を適切に行うなど、内部統制が適切に整備・運用されていれば判明することであり、判明した不用額については、速やかに返還させるべきである。

部は、不用額の算定及び返還を適時適切に行われたい。(産業労働局)

イ 観光財団における基金での資金滞留について (意見・要望事項)

観光財団の基金について、補助事業者への支払が終了した事業及び細事業について見たところ、表29の事業について、令和6年1月末で補助事業者への支払が終了しているにもかかわらず、補助事業者による自主返納等に係る収入が予定されており、収入事務等に係る経費の支払が必要であるとして、監査日(令和7年10月10日)現在、その残余の額を都に返還させていないことから、令和6年度末時点において、13.6億円の基金が残高として残っていることが見受けられた。

このことについて、観光部は、出えん契約書において、事業が終了後、観光財団の債務を弁済した後に残金を返還する規定となっており、当該事業については、補助事業者による自主返納等に係る収入が予定されているため事業は終了しておらず、収入事務等に係る期間や経費の見通しを立てることは困難であるため、都に返還させていなくつたとしている。

しかしながら、資金の有効活用を図るため、収入事務等に係る経費を見込むなどにより、資金が滞留しないよう検討することが望ましい。

部は、収入事務等に係る経費を見込むなどにより、不必要に多額の資金が基金に滞留することがないよう検討することが望まれる。

(産業労働局)

(表29) 補助事業者への支払が終了している細事業

(単位：百万円)

基金名	細事業名	令和6年算定残高	備 考
地域観光振興事業	都内観光促進事業	1,349	・令和6年1月末で補助事業者への支払が終了 ・今後の自主返納等に係る収入及び収入事務経費以外の残金について、都への返還が可能
地域観光支援事業	全国旅行支援を活用した地域観光支援事業	12,269	・令和6年1月末で補助事業者への支払が終了 ・今後の自主返納等に係る収入及び収入事務経費以外の残金について、都への返還が可能
計		13,619	

(2) 内部統制の強化について（意見・要望事項）

商工部と公社が締結している各事業の出えん契約書において、公社は、毎年度末日現在の助成事業ごとの実施状況及び基金の収支状況について、翌月20日までに事業実績報告書により、都に報告しなければならないとし、また、都は、当該報告を受けた場合には、当該報告に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うとしている。

都は、事業実績報告書の審査について、提出された実績報告書、関係書類及び当該事業の帳簿により、実施状況及び基金収支状況を確認しているとしている。

しかしながら、公社が実施している前述の指橈事項（1）アの3事業について確認したところ、当該指橈事項のほか、中小企業技術活性化支援事業及び知財戦略導入助成事業では、完了時残金が、1億1,700万円過大に計上されており、設備投資緊急支援事業では、取崩済額に、事務費1,800万円が計上されていなかった。

これらは、部が事業実績報告書と根拠資料との突合・検証を十分に行っていないことによるものである。加えて、部が所管する56事業については、公社との出えん契約書の定めや、事業実績報告書の様式はほぼ同様であり、実績報告書様式が、年度末基金残高を表示する様式となっていないこと、出えん契約書において、出えん金の内訳や使途に係る記載がなく、事務費が含まれていることが明記されており、事務費の取扱いが書面に明記されていないことなどにも起因している。

また、不用額の取扱いに係る規定がない又は明確でない、あるいは、事業によって、事業終了の時点の捉え方が異なっていることなども一因となっている。

さらに、基金の運用について、出えん契約書に規定し運用させている事業と、出えん契約書に明記せず運用させていない事業とがあり、その取扱いに差異がある状況も認められた。

こうした状況においては、部は、公社に対して、56事業、865億円（令和6年度末時点基金残高）を出えんしていることから、これらの基金事業について、適切かつ効率的な執行を確保するため、総点検し、必要に応じて出えん契約の規定を整備・見直しするなど、内部統制がより有効に機能するよう、その強化を図ることが望まれる。

（産業労働局）

(3) 事業の目標達成に向けた取組について

観光部は、観光財団と出えん契約を締結し、観光財団が造成する基金へ出えんしているが、このうち、観光インフラ整備推進事業、地域観光振興事業及び観光産業の活性化推進事業に係る基金の細事業9事業について確認したところ、表30のとおり、交付決定件数を指標とした目標値（以下「目標値」という。）に対して交付決定件数が低迷している状況が見受けられた。

そこで、事業の目標達成に向けた取組について見たところ、以下のとおり、改善に向けた検討が望まれる状況であった。

〔表30〕 計画の達成状況

基金名	細事業名	令和5年度		令和6年度			
		目標 (件)	決定 (件)	達成率 (%)	目標 (件)	決定 (件)	達成率 (%)
観光インフラ整備推進事業	宿泊施設バリアフリー化支援事業	100	13	13.0	100	14	14.0
	インバウンド対応力強化支援事業	150	51	34.0	150	56	37.3
地域観光経営力強化支援事業	観光経営力強化支援事業	30	3	10.0	30	1	3.3
	地域のサステナブル・ツーリズム(注)	12	2	16.7	12	6	50.0
地域観光振興事業	地域資源発掘型プログラム事業	15	2	13.3	15	4	26.7
	多摩・島しょアドベンチャー・ツーリズム推進事業	10	7	70.0	10	1	10.0
観光産業の活性化推進事業	観光事業者のデジタル化促進事業	20	3	15.0	20	1	5.0
	アトバイザーを活用した観光事業者支援事業	250	97	38.8	250	92	36.8
	観光事業者による環境対策促進事業	30	4	13.3	30	5	16.7

（注）旅行者、観光関係事業者、受入地域にとって、「環境」「文化」「経済」の観点で、持続可能な発展性のある観光を目指すこと

ア 目標値の達成状況に係る認識の共有について (意見・要望事項)

部は、表30の補助事業について、過去の実績や補助対象事業者等へのヒアリングによる予測、社会情勢等を総合的に勘案した上で、単年度ごとに、目標値を観光財団へ示しているとしている。

それを受けて、観光財団は、毎年度、目標値を計画件数とする事業計画を部へ提出し、部の承認を受けている。

そこで、部及び観光財団に、目標値の達成状況についてヒアリングを行ったところ、指標が「交付決定件数」と明示されていなかったことから、目標値が申請件数なのか交付決定件数なのかあいまいであったり、上限や目安と捉えている場合があったりするなど目標値に対する考え方が整理、共有されていないと見受けられる状況であった。また、部においては、目標値を算定した際の根拠が明確でなくなっている事業もあった。

さらに、部が出せん契約書に定めた実績報告書を見たところ、実績報告書では、申請件数や交付決定件数等を報告するのみで、目標値は年度当初に定められた事業計画書にのみ記載されているため、達成状況は事業計画書と実績報告書とを突合しなければわからないこととなっていた。加えて、実績報告書には計画と実績がかい離した際に、その理由や検証結果を記載する欄は定められていなかった。

部と観光財団が、適切にPDCAサイクルを確立するためには、目標値の達成状況に対する認識を共有することが重要である。

部及び観光財団は、目標値の考え方や算定の根拠を明確にし、報告書様式の改善を図る等により目標値の達成状況に係る認識を共有することが望まれる。

(産業労働局)  
(公益財団法人東京観光財団)

イ 事業の目標達成に向けた取組の推進について (意見・要望事項)

部は、低迷している達成状況について、パリアフリーやサステナブル・ツーリズム等のように意識の醸成に時間が必要となる事業であることや深刻な人手不足により補助金の申請手続に割く人手がないことなど様々な要因があるとしている。

そのため、観光財団では、観光関連事業者向けにサステナブル・ツーリズムに関するセミナーを実施し意識啓発を図ったり、補助事業者の申請を支援するため、専門のアドバイザーによる申請内容のブラッシュアップを行ったりしている。

また、補助事業により実施された先進的・効果的な優良事例を、観光関連事業者等の取組を支援するためのウェブサイトにおいて紹介し、これから申請を検討しようとする事業者へ、事業の趣旨や効果を事業者の目線から分かりやすく伝える取組や、観光協会へアンケートを実施するなどにより事業者のニーズを把握する取組を行い、事業の見直し等について部へ提案を行ったりしている。

しかしながら、依然として、交付決定件数は伸び悩んでおり、制度が十分に活用されていない。

観光需要がようやく復活してきた局面を捉え、観光産業を将来にわたり持続可能なものとするため、現在直面している人材不足などの課題への対策を講じるとともに、さらなる観光需要を喚起していくためにも、事業者の新たな取組を支援していくことが必要である。

今後、部には、補助事業の実績を向上させるため、観光財団と連携し、その強みであるネットワークや専門的な知識・経験を活かしつつ、これまでに蓄積された優良事例の更なる活用や、補助事業者の意見の積極的なフィードバックなど、事業者の申請意欲を高める創意工夫を凝らすことが求められる。

部及び観光財団は連携し、事業の目標達成に向け、事業の適時適切な見直しはもとより申請意欲や申請内容の質を向上させる取組を、より一層推進していくことが望まれる。

(産業労働局)  
(公益財団法人東京観光財団)

(別表1) 観光財団が行う観光インフラ整備推進事業の細事業別一覧表

細事業名	助成対象者	助成対象経費	助成率・限度額
広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口整備支援	広域的な観光案内拠点を整備・運営する事業者等	広域的な観光案内拠点として必要な経費等	2/3 1施設当たり 3,000万円等
区市町村観光インフラ整備支援	区市町村	多言語対応の改善・強化に係る経費等	3/4以内 1区市町村当たり 1億円
観光施設国際化支援	民間の美術館・博物館等	多言語対応の改善・強化に係る経費等	1/2 1施設当たり 1,000万円
観光バス等インフラリーク化支援	観光バス事業者	リフト付き車両の購入費用に係る経費	10/10 大型：800万円 中型：500万円 小型：300万円
宿泊施設インフラリーク化支援	都内宿泊施設	宿泊施設における道路の段差解消等に要する経費等	9/10 9,600万円
タクシー事業者向け多言語対応端末導入支援	タクシー事業者	多言語対応及び決済に活用できるタクシー端末等の導入に係る経費	法人：1/2 1台5万円 個人：9/10 1台9万円
観光経営力強化支援	宿泊・旅行・飲食・小売業を営む中小企業	新サービス等への対応に係る経費等	2/3 1,500万円
インフラソフト対応力強化支援	宿泊施設、飲食店等	多言語対応、無線LAN環境の整備費等	1/2 300万円
飲食事業者向けビジネスターソン・サインサイン取得支援	飲食店	研修費等	1/2 1店舗当たり 20万円
観光事業者による旅行者受入対応力強化支援	宿泊施設、飲食店等	求人広告掲載料、語学・資格取得費等	2/3 1事業者当たり 300万円

(別表2) 観光財団が行う地域観光振興事業の細事業別一覧表

細事業名	助成対象者	助成対象経費	助成率・限度額
水辺のにぎわい創出事業	観光協会、水辺活動団体、商工会等	施設整備に係る経費等	1/2（初めて採択される団体2/3） 1団体当たり 1,000万円
地域資源発掘型プログラム事業	都内観光協会、地域団体、民間事業者等の3者以上の共同団体	旅行者誘致イベントの企画等に要する経費等	1件当たり 単城事業：600万円 広域事業：1,000万円
東京ライオトアツツ発信プロジェクト	①建造物ライオトアツツ：建造物等所有法人等 ②春・秋ライオトアツツ：観光協会、商店街等	ライオトアツツに要する経費等	①2/3 1団体当たり 3,000万円 ②1年目：10/10 600万円 2年目：1/2 300万円 3年目：1/3 200万円
新たなツアーリズム開発支援事業	多摩全地域及び周辺地域の観光協会等	備品等導入経費等	1年目：2/3 500万円 2年目：1/2 375万円 3年目：1/3 250万円 1人当たり最大8セツト（8万円分）購入可能
キャンジェニスを活用した島しょ地域誘客促進事業	島しょ地域で使える宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」の発行者	「しまぼ通貨」額面1万円にに対し、3,000円	2/3 広域連携組織：600万円 それ以外：300万円
観光まちづくり支援助成事業	観光協会、商工会等	情報発信やイベント実施等に係る事業費等	①2/3 1,300万円 ②2/3 600万円
Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業	観光協会、文化・芸術団体等複数の団体・企業が連携し設置の協議会①3者以上②2者以上	新たな観光イベント事業費等	1年目：2/3 2,500万円 2年目：1/2 2,000万円 3年目：1/3 1,500万円
東京プロジェクションマッピング促進支援事業	区市町村、観光協会等	プロジェクター等の機材購入経費等	1年目：2/3 2,500万円 2年目：1/2 2,000万円 3年目：1/3 1,500万円
多摩・島しょ地域観光課題解決事業	区市町村、観光協会等	課題解決に向けた新規事業に係る経費等	2/3 2,000万円
海外作品制作支援事業	海外公開作品制作のため外国の団体から業務を受託している団体等	渡航費、宿泊費等	①ロケハン：1/2 100万円 ②撮影：1/2 700万円
サステナブル・ツーリズム推進事業	①観光協会、商工団体、観光関連事業者等 ②観光協会等	①マーケティング経費等 ②持続可能な観光まちづくりに係る経費等	①2/3 2,000万円 ②2/3 500万円
多摩・島しょプロベンチャーツーリズム推進事業	観光協会等	マーケティング、ICT化、機器導入経費等	2/3 2,000万円
多摩・島しょ安定集客促進事業	観光協会等	マーケティング、ICT化、機器導入経費等	2/3 2,000万円
ナイトタイム等における観光促進事業	区市町村、観光協会、商工会、2者以上の共同実施民間事業者等	イベント、PR事業経費等	2/3 3,000万円

(別表3) 観光財団が行う観光産業の活性化推進事業の細事業別一覧表

細事業名	助成対象者	助成対象経費	助成率・限度額
観光事業者のデジタル化促進事業	宿泊・旅行・飲食・小売業を営む中小企業	観光事業者がDX・デジタル化を図るための経費	賃上げ計画達成 3/4 それ以外 2/3 3,000万円
アパインパーを活用した観光事業者支援事業	宿泊・旅行・飲食・小売・観光バス等	経営戦略の見直し等を行う際に必要なコンサルタント経費等	2/3 200万円
宿泊施設デジタルシフト応援事業	宿泊業を営む中小企業	自社の事業活動のデジタル化のために新たに導入するデジタルツールの購入に係る経費等	賃上げ計画達成 3/4 それ以外 2/3 150万円
観光資源の保全等のための支援事業	都内の宿泊・旅行・飲食・小売事業者等	施設等の維持・保全に要する経費	重点エリア:3/4 1,500万円 それ以外: 2/3 1,000万円
観光事業者による環境対策促進事業	宿泊・旅行・観光バス等	設備導入経費等	中小企業 2/3 その他 1/2 1,500万円
宿泊施設経営力向上推進事業	都内民間宿泊施設	経営力向上のための施設改修費等	中小企業 3/4 その他 2/3 500万円
観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業	宿泊・旅行・飲食・小売業を営む中小企業	観光事業者がデジタル化を図るための経費	賃上げ計画達成 3/4 それ以外 2/3 1,000万円
旅行事業者デジタルツール導入支援事業	旅行業を営む中小企業	新たに導入するデジタルツールの購入に係る経費等	賃上げ計画達成 3/4 それ以外 2/3 100万円

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

